

国あて

日本共産党目黒区議団

DV被害者の支援措置期間の延長を求める意見書（案）

配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市区町村に対し住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出ることができる。支援の必要性が確認された場合には、申出の相手方からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求があっても、これを拒否する措置を講じることが可能である。しかし、被害者の実情を十分に反映しているとは言えない画一的な1年の支援措置期間は、法制度上の要件を満たしているとしても、DV被害による深刻な苦痛に寄り添った期間設定であるとは言いがたい。

支援措置の対象となった場合、状況の変化に応じて途中解除は可能である。しかし、現行制度では1年の期間を延長する際、原則として役所窓口に赴き、支援措置解除予定日の1か月前から延長の申出を行わなければならない。一方で、DV被害者の中には「何十年経っても1人で家から出られない」「インターホンが鳴ってもドアを開けられない」など、日常生活にも深刻な支障をきたす深い心的外傷を抱えている者が存在する。窓口来庁が困難であるのみならず、電話連絡すらできない被害者も少なくない。このような状況を踏まれば、現行の延長手続きは被害者保護の観点から適切であるとは言えない。

よって、目黒区議会はDV被害者の生命・身体・財産を守ることを最優先とする立場から、国に対して支援措置期間の制度改善を強く求めるものである。

記

1. 支援措置は途中解除が可能であることから、1年という画一的な期間設定ではなく、延長を含め被害者に寄り添った柔軟な制度とすること。

2. 支援措置期間の延長手続きについて、窓口来庁以外の多様な手段により申出が行える仕組みを検討し導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。

目黒区議会議長 鈴木まさし

2025年12月 日

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 宛て